

# 令和4年度 Q&A 自治会運営手引書

## 新任自治会長研修資料

### 別紙

#### 資料目次

- 1- こんなときはどうするの・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～ 3
- 2- 自治会の設立手順及び運営にかかわる留意点・・・・・・・・ P 4～ 5
- 3- 市からの補助制度等・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6～ 9
- 4- その他制度等の案内
  - ① 市民活動災害補償保険のご案内・・・・・・・・ P 10～11
  - ② 募金等を集める際の注意事項について・・・・・・・・ P 12～14
  - ③ 研修用DVDの貸し出しについて・・・・・・・・ P 15
  - ④ 覚えておこう避難時の感染症対策（別冊資料）
  - ⑤ 相談窓口のご案内（別冊資料）
  - ⑥ 野田市特殊詐欺対策アダプタ設置補助金について（別冊資料）

※資料1～3は、「自治会ガイドブック」から抜粋したものです

野田市自治会連合会

## 1 こんなときはどうするの (ガイドブック抜粋P65～70)

### Q 1 自治会の代表者、世帯数、班数、行政文書の配布先および配布数等を変更する(した)ときは

A-1 自治会の代表者、世帯数、班数、行政文書の配布先および配布数等を変更する(した)ときは、それぞれの変更届を下記まで提出してください。

世帯数、班数、配布部数の変更については、電話で受付可能です。代表者や配布先の変更については、住所に錯誤が無いよう所定様式の提出をお願いします。※配布部数変更等は反映まで半月～1か月程度要します。

なお、代表者(会長)変更届の様式は、毎年度2月末頃に全ての自治会宛に市から送付しています。

提出先 市役所 2F 市民生活課

### Q 3 自治会で使用する回覧板が欲しい

A-3 総務課にて無料で配布しておりますので下記までお問い合わせください。

問合せ 市役所 3F 総務課

### Q 4 自治会内に掲示板を設置したい

A-4 市から依頼されるポスター等の掲示や自治会の行事・活動を住民へ知らせる広報活動のために市では掲示板を配布しています。

掲示板は無料で配布しますが、運搬(車両の用意)、設置、老朽化(破損)した掲示板の廃棄、日常の管理、土地所有者との交渉や占有の許可などは、各自治会にお願いしています。

問合せ 市役所 2F 市民生活課

### Q 7 ごみの不法投棄を目撃したときは

A-7 ごみの不法投棄を目撃等した際は、下記まで連絡(通報)してください。

なお、車のナンバーは、重要な摘発証拠となりますので、控えておくようお願いします。

※ 不法投棄防止看板を必要とされる方は、清掃管理課・清掃計画課・関宿支所へ申し出てください。

連絡先 市役所 清掃管理課(清掃工場) (TEL 7138-1001)

野田警察署 (TEL 7125-0110)

**Q 8 路肩の清掃・除草、側溝の汚泥、街路樹の落ち葉、公園等の清掃を実施するとき**

A - 8 自治会等でこれらの清掃を実施する際は、収集用袋の配布があったり、回収方法についてそれぞれ取り決めがあったりしますので、事前に下記まで問合せの上、実施することをお勧めします。

**問合せ**

- ・路肩の清掃・除草 市役所 2F 管理課
- ・側溝の汚泥 市役所 補修事務所 (Tel 7 1 2 2 - 0 0 7 9)
- ・街路樹の落ち葉 市役所 6F みどりと水のまちづくり課
- ・公園・緑地の清掃 市役所 6F みどりと水のまちづくり課

**Q 10 適正に管理されない空き家の相談は**

A - 10 市では、住みよい環境づくりの一環として空き家を適正に管理できるよう、条例を整備し、所有者に対して指導・勧告を行っています。  
くわしくは下記まで連絡してください。

**問合せ 市役所 2F 市民生活課**

**Q 11 道路の穴や側溝が壊れているときは**

A - 11 道路の穴や側溝が壊れているのを見つけた際は、下記まで連絡してください。

**連絡先**

- 市道 市役所 2F 管理課
- 市役所 補修事務所 (Tel 7 1 2 2 - 0 0 7 9)
- 県道 東葛飾土木事務所野田出張所 (Tel 7 1 2 5 - 3 3 3 3)

**Q 13 カーブミラーの設置や修繕は**

A - 13 カーブミラー設置の要望や修繕を必要とするときは、下記まで連絡してください。

**連絡先**

- 市道 市役所 2F 管理課
- 県道 東葛飾土木事務所野田出張所 (Tel 7 1 2 5 - 3 3 3 3)

**Q 14 防犯灯の設置要望や修繕は**

A - 14 市では、ひったくりやちかん行為など、路上犯罪の対策として、市道沿いの電柱などに小型の防犯灯を設置しています。

◎設置要望について

設置を希望する電柱等の周辺居住者（農地の場合は耕作者）に防犯灯を設置することについて支障がないか確認の上、**防犯灯設置願**を提出します。

◎修繕について

防犯灯の球切れや故障を見つけたときは、最寄りの電気工事店に直接連絡し、修繕を依頼します。依頼する時には、電柱番号や〇〇番地の〇〇さん宅前など位置を特定できるように伝えと確実に。

球切れなどを発見した場合の自治会内の連絡網や役割分担を明確にし、普段から適正な防犯灯の維持管理に努めましょう。

**問合せ 市役所 2F 市民生活課**

**Q 15 市民活動災害補償保険の手続は**

A - 15 自治会で市民活動災害補償保険を利用する際は、年間行事をまとめた総会資料等を**行事予定表**に添付し提出します。

また、事故が発生した際は、負傷された方は医師の治療を受けていただくと共に、団体の代表者は、速やかに**事故報告書**の提出（15日以内）をしてください。

ここ数年、高齢者の方の事故が増えております。市民活動災害補償保険では十分でない場合もありますので、各自治会でも民間のレクリエーション保険などの加入も合わせて検討しましょう。

注）実績報告書の提出は不要となりました。

※市民活動災害補償保険の詳細はP10～11に掲載しています。

**問合せ 市役所 2F 市民生活課**

**Q 18 プロジェクター等の機材を借りたい**

A - 18 野田市自治会連合会では、加盟する自治会の活動に役立てていただくために研修用としてDVD、プロジェクター、スクリーンを購入し、無料で貸し出しを行っていますので、研修等の際にご活用ください。

※貸出DVD等の詳細についてはP15に掲載しています。

**問合せ 野田市自治会連合会事務局（市民生活課）**

（注）上記で電話番号の記載が無いものについては、野田市役所代表（04-7125-1111）にお電話いただき、交換手に担当課名をお伝えください。

## 2 自治会の設立手順及び運営にかかわる留意点

(ガイドブック抜粋P29～41)

### 6 予算・決算の作り方や管理体制 (P33)

予算や決算は会の運営や会員の意識に大きな影響を与えます。予算書や決算書は会員の納得が得られるように、正確にわかりやすく作らなければなりません。

自治会の会計は原則的には一つだけで運営するのが望ましいのですが、会館の建設等、特に多額の費用を要するものは特別会計を設けると便利です。

特別会計を設ける場合は、予算書や決算書において特別会計についても明らかにしなければなりません。

また、自治会の運営にあたり、適正な会計管理は会の根幹に関わるものであり、一度、不適正な事態が生じると、会員相互の信頼を損なうだけでなく、自治会に対する社会的な信用にも大きな影響を与えてしまうことが危惧されます。このような事態を予防するため、安全な会計管理の方法及び点検について、適正な管理運営体制を整えましょう。

#### (1) 安全な会計管理

- ・ 会費等は、速やかに金融機関の口座に預金し、通帳に記録しましょう。
- ・ 通帳と印鑑は、別々の者が管理し、使用するときは、複数の者が関与する仕組みを作りましょう。

#### (2) 正確な記録

- ・ 金銭の収入支出は、速やかに帳簿に記録しましょう。
- ・ 支払いのときは、必ず領収書を徴し、保管しましょう。
- ・ 帳簿は、月末等で区切り、集計しましょう。
- ・ 通帳の出入金記録と収入支出記録等と突き合わせましょう。

#### (3) 会計監査

収入・支出が団体の目的に沿ったものであること。ルールに従った会計処理が行われていることを執行部とは別の視点から確認し、評価をする会計監査を実施しましょう。

## 7 自治会運営にかかわる留意点（P37）

### （2）市民活動災害補償保険

野田市では、住民が安心して自治会の各種活動、行事（運動会、各種スポーツ大会、お祭り等）に参加できるよう、それに伴う損害等が発生した場合に補償を行う、市民活動災害補償保険に加入していますので、ご利用ください。

ここ数年、高齢者の方の事故が増えております。市民活動災害補償保険では十分でない場合もありますので、各自治会でも民間のレクリエーション保険などの加入も合わせて検討しましょう。

※市民活動災害補償保険の詳細はP10～11に掲載しています。

問合せ：市役所 2F 市民生活課 （☎7125-1111）

### （4）自治会の中立性の確保

自治会は、地域社会の発展・向上と地域住民の親睦・融和、福祉の増進等を目的とする自主的な団体です。

同じ地域内でも、思想や宗教などいろいろな考え方や意見を持った人もいますので、常に中立性の確保に努めることが求められています。

### （5）物品販売やチラシ等の配布・回覧

自治会長宅へカタログやチラシ等の配布・回覧を依頼する事業者や団体がいます。基本的には各自治会の判断で行うこととなりますが、自治会連合会としては、市から依頼のあったもの以外は協力する必要ないという方針です。

特に「物品販売にかかるものは一切回覧・斡旋しない」としています。

### （6）募金等の納入方法に関する考え方

日本赤十字社の社資募集、赤い羽根共同募金等の募金等は、それぞれの趣旨に賛同する人が自由に行うもので、自治会員が自由に金額を決めて募金し、自治会はそれを取りまとめるだけというものです。

募金等の取り扱いについては、問題になることも多いので、総会等でよく話し合ってください、それぞれの自治会の方針を決め、会員に周知し同意を得るなど十分な配慮が必要です。

（注）自治会費と募金等は分けて集金してください。

※募金等を集める際の注意事項についてはP12～14に掲載しています。

### 3 市からの補助制度等 (ガイドブック抜粋P23～26)

市や社会福祉協議会等から、自治会長あるいは自治会、さらには自治会連合会等に交付されている補助金等には次のようなものがあります。

なお、現在、以下に記載の市の補助制度については、自治会の事務事業見直し協議において制度の見直しを検討しているため、各制度をご利用の際は、事前に最新の内容を各担当課にご確認いただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 自治会長等報償金

行政情報の連絡や行政協力を円滑に進めるために、自治会長等が行う市報や行政資料の配布協力や市との連絡調整事務に対し交付されます。

|  |
|--|
| 自治会長等報償金算定式                                    |
| $\text{自治会長等報償金額} = 6月1日現在の自治会世帯数 \times 600円$ |

※申請は10月、交付は3月末で、基本的に自治会長の個人口座への入金となります。  
 ※報償金は個人所得となり、確定申告の対象となります。また、申請時に個人番号（マイナンバー）の報告をしていただきます。  
 （今年度分は令和4年の所得となり、令和5年1月頃に源泉徴収票を送付します）

#### 2. 自治会等交付金

自治会等を支援しコミュニティ活動の推進を図るため、自治会に対し交付されます。

|   |
|---|
| 自治会等交付金算定式                                    |
| $\text{自治会等交付金額} = 6月1日現在の自治会世帯数 \times 400円$ |

※申請は10月、交付は11月末で、自治会名義の口座への入金となります。  
 ※平成30年度から前年度の収支報告書の添付が必要となっています。  
 ※交付金の交付に合わせて、連合会会費（20円×世帯数）の納入を受けています。  
 （交付金申請書と併せて、「野田市自治会等交付金受領委任状」を提出いただきます）

#### 3. 自治会集会施設整備事業補助金

自治会等が自治会集会施設の新築もしくは増改築等または購入を行うにあたり、地域住民のふれあいと世代間の交流、又は災害時の拠点施設の観点から、住民自治の増進を図ることを目的に、補助を行っています。

| 補助対象要件                    | 補助率    | 補助金限度額  |
|---------------------------|--------|---------|
| 集会施設の新築、増築、改築、修繕又は購入を行う場合 | 60/100 | 1,200万円 |

1～3の問合せ：市役所 2F 市民生活課

#### 4. 自主防災組織資機材等補助金

自主防災組織を設立しますと、自主防災活動に必要な資機材等の購入に要する経費に充てるための補助金が加入世帯数に応じて交付されます。

未設立の自治会において設立を検討する場合には、別途「自主防災組織設立の手引き」があります。

|   |
|---|
| 自主防災組織資機材等補助金   |
| 自主防災組織資機材等補助金 = 200,000 円 + (6 月 1 日現在の世帯数 × 1,800 円)<br>※交付は 1 自主防災組織につき 1 回限り |

#### 5. 自主防災組織活動補助金

防災意識を向上させるため、訓練を実施した自主防災組織に対し補助金が交付されます。

実施される自主防災組織は、防災訓練を実施する 1 週間前までに「自主防災組織活動補助金交付申請書」と回覧文書を提出下さい。

|  |
|--|
| 自主防災組織活動補助金算定式                                   |
| 自主防災組織活動補助金 = 6 月 1 日現在の世帯数 × 200 円<br>※交付は年 1 回 |

※自主防災に対する補助金は現在拡充しています。

4～5 の問合せ：市役所 2F 防災安全課

#### 6. 環境美化報償金（令和 4 年 4 月 1 日改正）

街の環境浄化を図るため、不法投棄物の清掃、側溝清掃及び市道等の雑草除去を行った自治会等に対し交付されます。

実施される自治会等は、環境美化活動を実施する 1 週間前までに、環境保全課に次の 8 項目について電話等で連絡してください。

※連絡項目…自治会名、担当者名、連絡先、実施予定日（予備日を含む）、参加予定人数、集積場所、実施内容（汚泥の有無等）、その他（使用車両の有無等）

|   |
|---|
| 環境美化報償金交付基準額算定式   |
| 環境美化報償金交付基準額 = 作業者人数 × 250 円 + 作業車台数 × 500 円<br>※交付は年 2 回まで |

注) 連絡をせずに実施した場合、「ごみの回収」ができなくなります。

また、実施後、必要書類の提出があります。

問合せ：市役所 5F 環境保全課



## 7. 資源再生利用助成金と地区資源回収委託料

市民のごみ処理に対する認識を高め、ごみの減量を促進するため、資源物の回収に対して市が助成を行っています。助成金額は「野田市資源再生利用促進助成金交付要綱」に基づき次のとおりになっています。

| 資源物の種類 | 助成金額      |
|--------|-----------|
| 繊維類    | 1kgあたり3円  |
| 紙類     | 1kgあたり3円  |
| 金属類    | 1kgあたり3円  |
| 生びん    | 1kgあたり3円  |
| 雑びん    | 1kgあたり10円 |
| 空かん    | 1kgあたり18円 |
| ペットボトル | 1kgあたり5円  |

また、市では「資源再生利用助成金」のほか、資源回収を実施している団体に対し「地区資源回収委託料」を支払っており、その金額は次のとおりです。

| 地区資源回収委託料の算定式  |
|--|
| 地区資源回収委託料＝年度当初の減量推進員受け持ち世帯数×200円（ステーション回収）<br>※交付は翌年3月 |

問合せ：市役所 5F 清掃計画課

## 8. コミュニティ助成事業助成金

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費として受け入れている受託事業収入を財源に実施している事業で、コミュニティ活動に対し助成を行っています。

### (1) 一般コミュニティ助成事業助成金

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に関する事業が対象です。

| 補助対象事業                  | 補助率(補助金額)                     | 備考         |
|-------------------------|-------------------------------|------------|
| 自治会活動に直接必要な備品等の整備に関する費用 | 補助対象経費の10/10<br>(100万円～250万円) | 受付先着順に順次申請 |

※年度毎に1件ずつ自治総合センターに申請し、採用の合否があることから、申請年度が繰り下がる可能性があります。

## (2) 自主防災組織育成助成事業助成金

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織（自主防災組織）又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（構築物、消耗品は除く）の整備に関する事業が対象です。

具体的なものとしては、救出救護用のテント及びチェーンソー、ジャッキ、避難の際に利用するリヤカー、発電機、投光器、炊飯装置など様々な防災用資機材等があります。助成金は10万円単位（10万円未満を切捨て）での助成となり、その範囲は30万円以上200万円以内です。

## (3) 青少年健全育成助成事業助成金

青少年健全育成を目的としたスポーツ・レクリエーション活動や文化活動のイベントが対象（親子参加のスポーツ教室や農業体験、学習会等のイベント等）

| 補助対象要件         | 補助率(補助金額)                    | 備考         |
|----------------|------------------------------|------------|
| 主に親子で参加するソフト事業 | 補助対象経費の10/10<br>(30万円～100万円) | 受付先着順に順次申請 |

※年度毎に1件ずつ自治総合センターに申請し、採用の合否があることから、申請年度が繰り下がる可能性があります。

(1)(3)の問合せ：市役所 2F 市民生活課

(2)の問合せ：市役所 2F 防災安全課

(注) 上記で電話番号の記載が無いものについては、野田市役所代表 (04-7125-1111) にお電話いただき、交換手に担当課名をお伝えください。

## 市民活動災害補償保険のご案内（自治会向け資料）

### ① 概要

自治会等の市民団体が、構成員(会員)を対象として毎年計画的に実施している行事について、市が保険料を負担し、行事の実施時に行事の主催者や会員が負傷を負った場合に補償を受けることができる制度です。

### ② 保険の種類

- ・ 賠償保険…行事主催者等に賠償責任が問われた場合の補償

|       |     |                    |
|-------|-----|--------------------|
| 身体賠償  | 限度額 | 1名 6,000万円、1事故 2億円 |
| 財物賠償  | 限度額 | 1事故 1,000万円        |
| 保管物賠償 | 限度額 | 1事故 100万円          |

※免責額 身体賠償・財物賠償 1万円、保管物賠償 5千円

- ・ 傷害保険…行事主催者（会員を含む）の傷害に対する補償

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 死 亡  | 500万円                                 |
| 後遺障害 | 500万円～15万円                            |
| 入 院  | 1日 3,000円（事故の日から180日が限度）              |
| 通 院  | 1日 2,000円（事故の日から180日以内の通院日数に対し90日が限度） |

### ③ 対象者

行事主催団体の構成員（自治会加入世帯）

※無報酬で実施していることが条件

### ④ 対象となる活動

無報酬で社会の福祉向上のために行う事業や活動が対象となります。

※自治会活動の多くが対象となりますが、懇親会や忘年会等は対象外となります。

### ～こんな活動や傷害は対象とならないのでご注意ください～

- ・ 全治7日未満の傷害
- ・ 地震等の災害による傷害
- ・ 当日に飛び入り参加した方や観覧者の傷害
- ・ 疾病（熱中症や食中毒含む）が原因となった傷害
- ・ 危険性の高いスポーツ活動（サッカー、スキー、柔道、レスリング等）
- ・ 車両の運転による事故や傷害
- ・ 飲酒をした方の傷害

※上記は一例であり、この他にも対象外となる場合があります

### ⑤ 手続き方法

所定の「行事予定表」に、保険の対象としたい行事や活動の内容を記載し、市民生活課へ提出してください。

※行事予定表は開催日より前に提出する必要があります

※行事実績報告書は、提出する必要はありません。

### ⑥ 事故や傷害があった場合の手続き

万一、事故が発生した際はできる限り早く市民生活課にご連絡ください。保険の対象となる場合には、事故後 15 日以内に下記の書類を市民生活課に提出していただきます。

(必要書類)

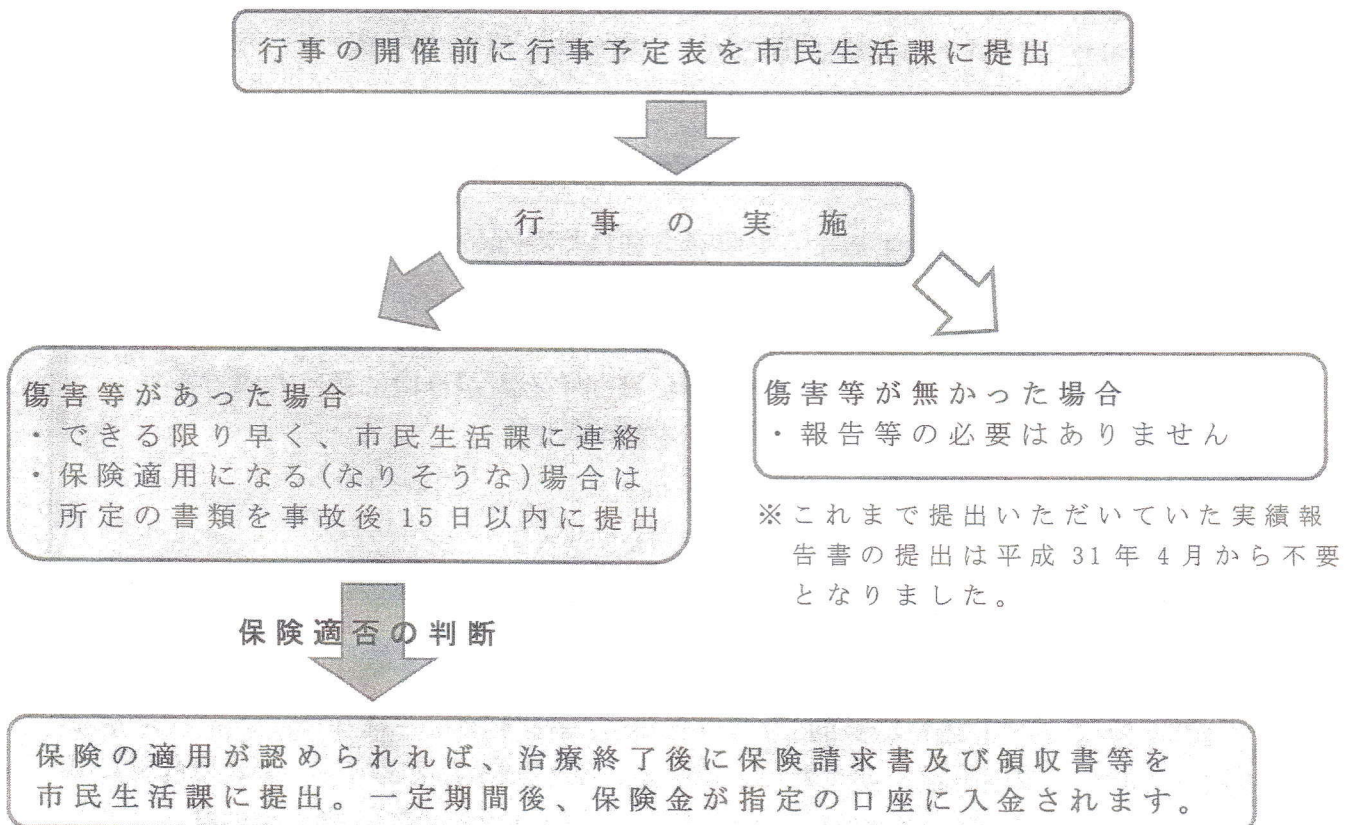
団体の概要が把握できる資料(総会資料など)

事故発生現場の見取図

事故発生状況が説明できる資料(当日の案内文や配布資料など)

当日の参加者名簿

### ⑦ 手続きの流れ



※詳細については、パンフレットや市のホームページをご覧ください

問合せ先  
野田市市民生活課コミュニティ係  
TEL04-7125-1111(内線 3125)

## 募金等を集める際の注意事項について

自治会の皆様には、赤い羽根共同募金や社会福祉協議会の会費、日本赤十字社の社資など、各種募金活動のご協力をいただき誠にありがとうございます。これらの募金の集金の他にも、消防後援会費など自治会費以外の集金をしている自治会も多いと思います。ここでは、これら任意の支払いである募金等を集める際の注意事項についてご説明いたします。

募金等の集め方については、認識の違いや説明不足により、トラブルの原因となった自治会に対する不信感を与えたりしてしまう可能性がありますので十分ご注意ください。

問題が発生しやすいのは、自治会費の徴収と同時に募金を集める方法を採用する場合です。会費と募金のどちらを集めるにしても、手間がかかることから同時に集金している自治会も多いと思います。

しかしながら、自治会費に募金等を上乗せして徴収することについては、平成20年に憲法違反とする判決（14ページ参照）が出ているほか、単に自治会費と同時に徴収を行う場合であっても、会員側は心理的に断りにくいいため、半強制的に募金に協力させられたという感情を抱いてしまう場合もあります。

こういったトラブルを未然に防ぐため、募金等を集金するには、次のことを必ず守ってください。

1. 自治会費に上乗せするような集金方法は行わない。  
(自治会費と募金等を分けて集金する。)
2. 集金する前に、募金等はその趣旨に賛同する人が自由に行うものであり、決して強制するものではないことを説明する。
3. 賛同する方からのみ募金等を預かる。

募金の依頼者は、「募金ボランティアさんには、共同募金は強制でないことをお願いしており、あくまでも趣旨に賛同した方が任意で募金することになっています。」と話しています。仮に、集金方法を変えたことで募金の額が減ったとしても、それは任意に協力して欲しいという募金者側の要応に沿って行った結果であって、集めた金額の多寡について自治会役員の方が責任を感じる必要はありません。

募金等については、任意（好意）に行われるように配慮する形で、今後ともご協力をお願いいたします。

### 各種募金の概要について

様々な種類の募金がある中で、内容や趣旨がわからないとの意見が多かったことから、代表的なものをまとめましたので、説明時の参考としてください。

| 種類        | 使用目的（活動内容）  | 窓口（担当）                     |
|-----------|---|----------------------------|
| 社会福祉協議会会費 | 高齢者支援や障がい者支援等の各種福祉サービスや相談活動、ボランティアの支援など、地域の特性に応じた活動のために使用されています。  | 社会福祉協議会                    |
| 赤い羽根共同募金  | 地区社会福祉協議会活動の支援、福祉団体の育成、福祉車両や車いすの貸出、ボランティアセンターの運営、成年後見支援センターの運営等、地域福祉の推進のために使用されています。                                  | 社会福祉協議会                    |
| 歳末たすけあい募金 | 支援を必要とする世帯への歳末見舞金、特別養護老人ホーム入所者への訪問理美容サービス事業、70歳以上の一人暮らしで要介護1以上の方へのエアコンクリーニングサービス事業に使用されています。                          | 社会福祉協議会                    |
| 日本赤十字社社資  | 災害時の医療救護活動や被災者への救援物資の配布、献血時の記念品、救急法の普及、赤十字ボランティアの育成など、幅広い活動のために使用されています。また、火災や風水害などで住宅の損壊に遭われた場合、見舞品や見舞金を支給しています。     | 生活支援課                      |
| あおいそら運動会費 | 市内11ある支部ごとに、自然体験や世代間交流を目的としたイベントの実施、防犯パトロールへの協力やあいさつ運動の推進など、子どもたちが安心して生活、成長できる環境づくりのための活動をしています。                      | あおいそら運動推進委員会事務局<br>(興風会館内) |
| 交通安全協会    | 市内の保育園や幼稚園児をはじめ、小中学生に対する交通安全指導を実施しています。また、自治体や各種団体より要請を受けて、安全指導等も行っています。  | 交通安全協会各支部                  |
| 消防後援会費    | 消防団員は、別の職業などに従事しつつ、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から駆けつけて消火活動や救助活動などを行います。また、平常時には、火災予防の啓発等を行っています。なお、消防後援会費は、消防団に対する感謝と慰労に対するものです。 | 各消防団                       |

## 【憲法判例】自治会費名目による募金の徴収について

### 【概要】

自治会費に募金を上乗せして徴収するとした総会決議は違法として、所属する自治会を相手に、決議の無効確認などを求めた訴訟

### 【裁判に至った経緯】

滋賀県甲賀市甲南町の「希望ヶ丘自治会」は、従来、赤い羽根募金や日本赤十字への寄付金などを班長・組長らが各世帯を訪問して任意で集めていたが、約 940 世帯ある上に高齢者も多く、各家を 1 軒ずつ回って徴収するのは負担が大きいこと、しかも協力を得られなかったり留守だったりするなどにより負担が重くなったため、班長になるのを避けようと休会する人もいた。

そこで、集金にあたる班長・組長の負担を解消しようと 2006 年 3 月の定期総会で、年会費 6,000 円の自治会費に募金や寄付金など 2,000 円分を上乗せ（増額）して徴収することを定期総会で賛成多数で決議した。

その決議では、増額分の会費は全額、地元の小中学校の教育後援会、赤い羽根共同募金会、緑化推進委員会、社会福祉協議会、日本赤十字社及び滋賀県共同募金会への募金や寄付金に充てるとしていた。

これに対して、原告らは「寄付するかどうかは個人の自由」と一律徴収に反対し、翌月に本件決議は思想・良心の自由等の侵害を理由として、住民男性 5 人は自治会を相手に決議の無効確認等を求めて訴訟を起こした。

### 【裁判の結果】

・ 訴訟開始（2006 年 4 月、大津地裁）

・ 1 審判決（2006 年 11 月、大津地裁）

→原告敗訴

・ 2 審判決（2007 年 8 月、大阪高裁）

→原告勝訴

・ 最高裁の決定（2008 年 4 月）

最高裁の横尾和子裁判長は、自治会側の上告を棄却する決定をし、これにより「徴収は思想・信条の自由（憲法 19 条）を侵害する」として決議を無効と認め、反対住民側の勝訴が確定した。

# ご利用ください！ 研修用DVD等の貸出し

野田市自治会連合会では、自治会活動に役立てていただくために研修用DVD等の貸出しを行っています。研修等にご活用ください。

## 1. 貸出対象団体

- ・各地区連合会
- ・自治会連合会加入自治会
- ・左記団体の関連団体

## 2. 予約方法

- ・DVD、プロジェクター、スクリーンの中から希望の物を無料でお貸しします。
- ・貸出を希望される場合には、希望日時が決まったら、事前に電話などで野田市自治会連合会事務局に申込みをしてください。（先着順）

## 3. 貸出用のDVD（7種類）

| DVDタイトル                                    | 分類   | 概要  |
|--|------|---|
| 「被災地からのメッセ〜ジ」<br>〜命をつなぐ絆の力〜                | 防災   | 近年の大きな災害で被災した人々へのインタビューを収録。その時生死を分けたものとは？ 実体験に基づく話から防災について学ぶことができます。        |
| 「地域で減災！」<br>〜あなたが力 みんなが力〜                  | 防災   | 自然現象は防げないが被害は減らせる。この考え方が「減災」です。減災の基盤となる自助・共助の大切さを示し、地域防災への関心を引き起こします。       |
| 「もし今、地震が起きたら」<br>〜命を守る備えと退避行動〜             | 防災   | 未曾有の大災害となった東日本大震災の経験も踏まえ、今求められる地震時の心得、緊急地震速報の行動への活かし方、地震への備えを考えていきます。       |
| 「深刻化する気象災害」<br>〜どう身を守る？ どう備える？〜            | 防災   | それぞれの気象災害がなぜ発生するのか、実験やCGを用いながら解説するとともに、これらの災害から身を守るためには、どうすれば良いかを解説しています。   |
| 「相次ぐ 高齢者住宅火災」<br>身近に潜む火災の危険〜               | 防災   | 全国の住宅火災で亡くなる方のおよそ6割が高齢者である実情から、高齢者が火災で命を落とさないためにはどのようなことを心がけたらよいのかを考えます。    |
| 「急増！高齢者をねらう 特殊詐欺・悪質商法」<br>〜訪問購入・点検商法・投資詐欺〜 | 消費生活 | 近年増加している高齢者を狙った悪徳詐欺について、被害状況などを紹介。また、高齢者に多いトラブル事例や手口についても解説しています。           |
| 「あぶないめに あったときは？」<br>〜自分を守る力を見につけよう〜        | 防犯   | 近年多発している連れ去り等の事件について、犯罪の危険性がある場面を取り上げ、クイズ形式で問いかけることで子供自身が考えながら防犯対策について学べます。 |

※詳しくは、野田市自治会連合会事務局 野田市役所市民生活課コミュニティ係までお問い合わせください。

☎04-7125-1111（内線3125）